

関西広域連合における「新商品調達認定制度」について

1 趣 旨

「新商品調達認定制度」は、関西広域連合と構成 6 府県（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県）が、協定を締結し、区域内の中小企業が開発した商品を認定し、随意契約による率先購入に努め、その販路拡大支援を図るものである。

2 募集概要

（１）募集する商品

活用されている技術及びアイデアに、類似の商品にない新規性、成長性があり、市場拡大が見込まれるもので、関西産業の発展に寄与すると認められる商品であって、次のテーマや条件に該当するもの

①テーマ

- ・ 防災関連
- ・ 省エネ・節電関連

②条件

- ・ 広域連合と構成 6 府県で購入ができるもの。
- ・ 申請は 1 事業者につき、1 つの商品に限る。

（２）対象の中小企業者

- ① 6 府県の区域内に主たる事務所（本社登記）を有する者であること
- ② 商品の生産を行う者であること

（３）募集期間

平成 23 年 12 月 2 日（金）～平成 24 年 1 月 16 日（月）
（申請受付は、各府県で行い、本県にあっては地域経済課）